

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）
特定作物統計調査

2 調査の目的

特定作物統計調査は、豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、こんにゃくいも及び「い」（以下「調査対象作物」という。）の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量の算定、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的として実施する。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

ア 豆類作付面積調査：主産県^(注1)の区域（全国作付（栽培）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。以下同じ。）（ただし、3年ごとに全国の区域）

イ こんにゃくいも作付面積調査：群馬県（ただし、3年ごとに全国の区域）

ウ 豆類収穫量調査：主産県^(注1)の区域（ただし、6年ごとに全国の区域）

エ こんにゃくいも収穫量調査：群馬県（ただし、6年ごとに全国の区域）

オ い調査：熊本県

（注1）豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）の主産県については別添1を参照。

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

ア 作付面積調査

調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体（以下「関係団体」という。）

イ 収穫量調査

(ア) 調査対象作物を取り扱った関係団体

(イ) 農林業経営体

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 作付面積調査

関係団体 合計約200（全国調査年は約300）

調査対象名簿は、地方農政局等^(注2)が地方公共団体や関係団体から情報収集により作成した関係団体名簿（作物別）（イ(ア)の収穫量調査の関係団体においても同じ。）

（注2）地方農政局等とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）をいう。

(ア) 豆類

a 小豆：約100（全国調査年は約100）

b いんげん：約50（全国調査年は約70）

c らっかせい：3（全国調査年は約20）

(イ) こんにゃくいも：8（全国調査年は約30）

(ウ) い：2

イ 収穫量調査

(ア) 関係団体 合計約 200 (全国調査年は約 300)

a 豆類

- ・小豆：約 100 (全国調査年は約 100)
- ・いんげん：約 50 (全国調査年は約 70)
- ・らっかせい：3 (全国調査年は約 20)

b こんにゃくいも：8 (全国調査年は約 30)

c い：2

(イ) 農林業経営体 合計約 500 (母集団の大きさ 約 5,700)

(全国調査年は約 2,900 (母集団の大きさ 約 28,000)) (母集団の大きさは、直近の農林業センサス (以下「センサス」という。) において把握した農林業経営体のうち、農産物の出荷先について、「農協へ」及び「農協以外の集出荷団体へ」のみに回答があった農林業経営体を除いたもの)

調査対象名簿は、調査実施時期に利用可能な直近のセンサスの結果から作成した名簿

a 豆類

- ・小豆：約 70 (母集団の大きさ 約 2,400) (全国調査年は約 1,000 (母集団の大きさ 約 6,900))
- ・いんげん：—^(注3) (母集団の大きさ 約 700) (全国調査年は約 600 (母集団の大きさ 約 9,100^(注4)))
- ・らっかせい：約 300 (母集団の大きさ 約 2,100) (全国調査年は約 1,000 (母集団の大きさ 約 11,000^(注4)))

(注3) 別添2の1の(1)の「直近の全国調査年において収穫量に占める関係団体シェアが80%以上である都道府県においては、10a 当たり収量が関係団体調査によってほぼ把握できることから実施しない。」による。

(注4) いんげん及びらっかせいについては、センサスの設計上、当該作物単独の母集団情報を得ることができない。そのため、いんげん及びらっかせいの母集団の大きさについては、これらを含む「その他の豆類」の母集団の大きさを基礎にしている。

b こんにゃくいも：約 100 (母集団の大きさ 約 500) (全国調査年は約 200 (母集団の大きさ 約 1,300))

(2) 報告者の選定方法 (■全数 ■無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

関係団体については、全数調査により行う。

農林業経営体については、センサスにより得られた情報を母集団の基礎とし、無作為抽出により行う。標本となる農林業経営体の抽出方法については、別添2「特定作物統計調査の標本設計について」を参照。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は、調査事項一覧を参照)

ア 関係団体

調査対象作物の作付面積、集荷量等

[集計しない事項の有無] □無 ■有

作付面積、収穫量の増減要因等に関する事項は、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

イ 農林業経営体

調査対象作物の作付面積、収穫量 (出荷量、自家消費等の量) 等

[集計しない事項の有無] 無 有

本年及び来年以降の作付（栽培）に関する事項は、農林業経営体が集計対象であるかを確認するための項目であるため、集計は行わない。

出荷先割合に関する事項は、農林業経営体が集計対象であるかを確認するための項目であるため、集計は行わない。

作柄及び被害の状況に関する事項は、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

作付面積調査及び収穫量調査とも収穫期とする。

6 報告を求めるとともに用いる方法

(1) 調査系統

[調査票の配布]：農林水産省－民間事業者－報告者

[調査票の回収]：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム
電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

農林水産省から業務を受託した民間事業者が、郵送により、報告者に調査票及びオンライン回答用のID・PWを配布する。

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答又は政府統計共同利用システムを利用して回答する。

7 報告を求めるとともに期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 調査票の配布は、収穫期とする。

イ 調査票の提出期限は、農林水産省大臣官房統計部長が定める時期とする^(注5)。

(注5) 作物や地域によって作付・収穫時期が異なるため、農林水産省大臣官房統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。

8 集計事項

前記5の(1)に掲げる事項について、前記6により得られた結果を、地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集^(注6)によって補完の上、都道府県別に集計する。

詳細については、別添3「特定作物統計調査集計表表題一覧」を参照。

(注6) 「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat 以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

全国結果の概要を集計後速やかに、その詳細については逐次公表する。詳細については別添4「特定作物統計調査結果の公表予定時期」を参照。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査は、専ら農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	3年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

別添 1

豆類調査の主産県の区域

調査(区分)		区域
小豆	作付面積調査	北海道、滋賀県及び京都府
	収穫量調査	
いんげん	作付面積調査	北海道
	収穫量調査	
らっかせい	作付面積調査	千葉県
	収穫量調査	

特定作物統計調査の標本設計について

特定作物統計調査の標本経営体調査の標本設計は以下のとおりとする。

1 母集団について

(1) 調査対象

調査実施期間に利用可能な直近の農林業センサス（以下「センサス」という。）における農林業経営体の調査結果から、当該作物を作付けし、かつ、関係団体以外に出荷した農林業経営体から無作為に抽出した経営体（以下「標本経営体」という。）。

なお、直近の全国調査年において収穫量に占める関係団体シェアが80%以上である都道府県においては、10a当たり収量が関係団体調査によってほぼ把握できることから実施しない。

また、直近の全国調査年において当該作物の作付（収穫）面積が5ha未満又は母集団の大きさが30戸未満の都道府県は、必要な標本の大きさが得られないことから実施しない。

(2) 母集団の大きさ

小豆 約 2,400 経営体（全国調査年においては、約 6,900）

いんげん 約 700 経営体（全国調査年においては、約 9,100）

らっかせい 約 2,100 経営体（全国調査年においては、約 11,000）

こんにゃくいも 約 500 経営体（全国調査年においては、約 1,300）

注：いんげん及びらっかせいについては、センサスの設計上、当該作物単独の母集団情報を得ることができない。そのため、いんげん及びらっかせいの母集団の大きさについては、これらを含む「その他の豆類」の母集団の大きさを基礎にしている。

なお、センサスにおいて、いんげん及びらっかせいを都道府県設定項目として調査している場合は、それを母集団の大きさの基礎にしている。

2 標本設計について

(1) 抽出方法

ア センサスで当該作物単独で母集団情報を得ることができる場合

(ア) 都道府県別に農林業経営体を当該作物の作付面積の小さい順に並べる。

(イ) 都道府県別に当該作物の作付面積の合計を求める。

(ウ) (イ)で求めた当該作物の作付面積の合計を農林業経営体の標本の大きさを除し、小数点以下を切り捨てて整数とし、これを系統抽出の間隔数とする。

(エ) (ウ)で求めた間隔数と1との間の整数から、無作為に1つの整数を抽出し、これをランダムスタート値とする。

(オ) (エ)で決定したランダムスタート値に(ウ)で求めた間隔数を順次、「農林業経営体の標本の大きさ-1」回付加し、それぞれの値を抽出面積とする。

(カ) (イ)で求めた当該作物の作付面積の合計が、(オ)で求めた抽出面積以上となる最初の標本を抽出する。

なお、継続年数は2年間とし、2年経過した標本経営体は翌年の標本として抽出はせず、新規に抽出した標本を翌年の継続標本とする(2分の1更新)。

イ センサスで当該作物単独で母集団情報を得ることができない場合

センサスで当該作物単独で母集団情報を得ることができない場合であっても、都道府県の作付状況から当該作物の作付面積が当該作物を含む母集団の大宗を占めるとみなせる場合はアの方法による。

(ア) 都道府県別に母集団名簿の経営体を作付階層区分ごとに作付面積の小さいものから順に並べ通し番号を付す。

(イ) 作付階層区分別の母集団経営体数を作付階層区分別の標本の大きさに除算し小数点以下第2位(小数点以下第3位を四捨五入)まで算出し、標本の抽出間隔を求める。

(ウ) 標本抽出間隔(小数点切り上げ)以下の整数から無作為に選定した整数をスタート値として、以下順に抽出間隔を加えて標本の大きさ分の数を求め、それぞれを小数第一位で四捨五入して得られた整数値と(ア)で付した通し番号が一致する経営体を標本経営体とする。

得られた整数値が(ア)で付した通し番号を超える場合は、通し番号が最大の経営体を標本経営体とする。

(エ) 初年度においては、抽出した標本経営体に通し番号を付し、奇数番号の標本経営体は次年度も継続して調査を実施する経営体とし、次年度以降は、配分された標本の大きさから継続する標本の大きさを差し引いた数を新規標本として、上記(ア)~(ウ)の手順により抽出する。

なお、継続年数は2年間とし、2年経過した標本経営体は翌年の標本として抽出はせず、新規に抽出した標本を翌年の継続標本とする(2分の1更新)。

(2) 目標精度及び標本の大きさ

都道府県別に調査対象作物の10a当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出する。

なお、目標精度は、全国で調査対象作物の10a当たり収量の値がおおむね3%までとなるよう調査対象作物ごとに収穫量の多い順に都道府県を並べた際の全国の収穫量に占める当該都道府県の収穫量の累積の割合に応じて次のとおり設定するとともに、標本経営体調査分の標準誤差率については、関係

団体調査で把握できる収穫量に応じて算出する。

- ア 80%を占めるまでの都道府県：目標精度 3%から 5%
- イ 80%から 90%までを占める都道府県：目標精度 5%から 10%
- ウ 90%から 99%までを占める都道府県：目標精度 10%から 15%
- エ 99%から 100%までを占める都道府県：目標精度 15%から 20%

注： 都道府県別の標本の大きさについては、抽出率 30%を上限とし、300 を超える場合は 300、20 を下回る場合は抽出率に関わらず 20 とする。

特定作物統計調査 集計表表題一覧

番号	作物	調査区分	集計内容	集計区分	備考	集計地域			
						全国	農業地域	都道府県	左記以外の地域
1	豆類	作付面積調査	作付面積、収穫量	(1)小豆、(2)いんげん、(3)らっかせい	田畑別に表章する。 いんげんについては、 品種（金時及び手 亡）別を併せて表章 する。	●	●	●	主産県調査年は、全 国、主産県 いんげんの品種別につ いては北海道
2	こんにゃくいも		栽培面積、収穫面積、収穫 量			●	●	●	主産県調査年につ いては、全国値、群馬県
3	い		作付面積						熊本県
4	豆類	収穫量調査	10a 当たり収量、収穫量	(1)小豆、(2)いんげん、(3)らっかせい	いんげんについては、 品種（金時及び手 亡）別を併せて表章 する。	●	●	●	主産県調査年は、全 国、主産県 いんげんの品種別につ いては北海道
5	こんにゃくいも		10a 当たり収量、収穫量			●	●	●	主産県調査年につ いては、全国値、群馬県
6	い		い生産農家数、豊表生産農 家数、収穫量、10a 当たり収 量、豊表生産量						熊本県

特定作物統計調査結果の公表予定時期

調査(区分)		公表予定時期
豆類(小豆、いんげん、らっかせい)	概要	翌年2月下旬
	詳細	翌年8月
こんにゃくいも	概要	翌年2月下旬
	詳細	翌年8月
い	概要	10月下旬
	詳細	翌年4月

調査事項一覧

1 作付面積調査

- ・調査対象作物ごとに、作付面積又は栽培面積

2 収穫量調査

調査対象作物ごとに以下の項目（ただし、作物に応じ個別の調査事項は異なる。）。

- ・収穫面積（こんにゃくいも）
- ・集荷量（「い」を除く）
- ・集荷量うち基準収量以上
- ・収穫量
- ・「い」生産農家数（「い」）
- ・畳表生産農家数（「い」）
- ・畳表生産量（「い」）
- ・出荷先別割合（農林業経営体への調査に限る。）

特定作物統計調査の推計方法について

具体の記載	
1	<p>作付面積調査</p> <p>関係団体調査結果の単純積算に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集の結果により補完し集計している。</p>
2	<p>収穫量調査</p> <p>収穫量は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた作付面積及び収穫量を基に算出した10a当たり収量（関係団体調査にあつては、標本経営体調査結果による自家消費等の量を勘案して算出）に作付面積を乗じて算出している。</p> <p>また、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。</p>